

# 一般社団法人 天草市起業創業・中小企業支援機構 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人天草市起業創業・中小企業支援機構（以下「機構」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を熊本県天草市に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、起業創業家、中小企業者等の幅広い相談にワンストップで対応できる相談業務及び支援事業を行うことで、各種産業の振興を図り、企業や地域の活性化に貢献していくことを目的とし、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 起業創業家、中小企業者等のワンストップ相談窓口運営と課題解決方法の提案事業
- (2) 新事業の創出を促進するための総合的な支援事業
- (3) 各産業支援機関との連携による支援事業
- (4) 起業創業の支援に係る情報の収集・提供事業
- (5) その他起業創業家及び中小企業者の支援に資する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、機構の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社 員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、この法人の事業に賛同する団体であって、次項の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

2 当法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより所定の様式による申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

2 前項の規定にかかわらず、当法人の設立当初の社員については、会費は徴収しないこととする。

(任意退社)

第7条 社員は、任意にいつでも退社することができる。ただし、1カ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(社員の資格喪失)

第9条 前2条のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

(権利の喪失)

第10条 社員が資格を喪失したときは、社員としての一切の権利を失い、既に納入した会費その他拠出金品に対して請求することはできない。

### 第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認
- (5) 各事業年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 会費の金額
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 理事会において社員総会に附議した事項
- (10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。定時社員総会は、毎年1回毎事業年度終了後3カ月以内に開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づ

き代表理事が招集する。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、代表理事が当たる。代表理事に事故あるときは、副代表理事が当たる。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、総社員の過半数が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の議決を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

第 18 条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって決議し、又は他の社員を代理人として決議を委任することができる。この場合において、当該社員については出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び議長が指名した社員 2 名が記名押印する。

## 第 4 章 役員等

(役員の設定)

第 20 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上 5 人以内
- (2) 監事 2 人以内

2 理事のうち 1 人を代表理事、1 人を副代表理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事は、社員総会の決議により、社員に属する者の中から選任する。

2 監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 3 代表理事及び副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 次に掲げる者は役員となることができない。
  - (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法律」という。）第 65 条に掲げる者
  - (2) 国税、地方税又は天草市に対する各種料金若しくは使用料を現に滞納している者
  - (3) 本会の会費を当該年度内に納入していない者  
（理事の職務及び権限）

第 22 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、当法人を代表し、代表理事の業務を代行する。  
（監事の職務及び権限）

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事業促進局に対して事業の報告を求め、当法人の事業及び財産の状況を調査することができる。  
（役員任期）

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠又は増員により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。  
（役員解任）

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。  
（役員報酬等）

第 26 条 役員は無報酬とする。ただし、社員に属する者以外の役員に対しては、報酬等を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。
- 3 前 2 項に関し、必要な事項は社員総会の決議により、別に定める。  
（顧問及び相談役）

第 27 条 当法人に、任意の機関として顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て、代表理事が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、代表理事の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(招集)

第30条 理事会は代表理事が招集し、議長は代表理事が当たる。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事が理事会を招集し、議長は副代表理事が当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

## 第6章 会計

(収入及び経費)

第33条 当法人の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 会費
- (2) 委託費及び補助金
- (3) 事業収入
- (4) 寄附及び雑収入
- (5) その他の収入

(事業年度)

第 34 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。  
(事業計画及び収支予算)

第 35 条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業年度の開始の日から社員総会の開催の日までの予算は、理事会の決議により執行できるものとする。この場合において、この期間の予算については、前項の収支予算書に含め、社員総会の承認を受けなければならない。

3 前 2 項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(剰余金の分配禁止)

第 37 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 39 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 40 条 当法人が解散する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 8 章 委員会

(委員会)

第 41 条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、社員に属する者及び識見を有する者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 事業促進局

(事業促進局の設置)

- 第42条 当法人の事業の促進及び事務を処理するため、事業促進局（天草市起業創業・中小企業支援センター）を設置する。
- 2 事業促進局には、局長、次長、局員及び事務職員を置く。
  - 3 局長、次長及び局員は、代表理事が理事会の決議を経て任免する。
  - 4 事業促進局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により、別に定める。

## 第10章 雑 則

(委任)

- 第43条 この定款に定めるもののほか、本会の事業運営上必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、設立の登記の日を事業年度の開始日とし、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とする。
- 3 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。
  - (1) 天草市東浜町8番1号  
設立時社員 天草市
  - (2) 天草市太田町9番地3  
設立時社員 天草信用金庫
  - (3) 天草市栄町1番25号  
設立時社員 本渡商工会議所
  - (4) 天草市牛深町215番地の1  
設立時社員 牛深商工会議所
  - (5) 天草市本渡町本渡2547番地2  
設立時社員 天草市商工会

4 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げるとおりとする。

設立時理事 中村五木  
設立時理事 山田清和  
設立時理事 池田正三郎  
設立時理事 益田政昭  
設立時理事 崎本弘訓  
設立時監事 松尾修一  
設立時監事 嶋崎秀信

5 当法人の設立時代表理事は池田正三郎とする。

6 当法人の設立当初の主たる事務所は、熊本県天草市東浜町8番1号とする。

以上、一般社団法人 天草市起業創業・中小企業支援機構設立のために、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成26年11月17日

設立時社員 天草市  
天草市長 中村五木

設立時社員 天草信用金庫  
代表理事 山田清和

設立時社員 本渡商工会議所  
会頭 池田正三郎

設立時社員 牛深商工会議所  
会頭 益田政昭

設立時社員 天草市商工会  
会長 崎本弘訓